

北海道科学大学 利益相反ポリシー

平成27年4月1日制定
(平成30年8月1日改正)
研究推進・地域連携センター

北海道科学大学は、基本理念に「地域社会への貢献」を掲げており、産業界の発展と地域社会の活性化に寄与することを重要な使命のひとつとして位置づけています。その実現に向けて産学官連携活動を積極的に推進しています。

産学官連携活動を進めるうえで、教職員や大学が特定の企業等から正当な利益を得ること、あるいは特定の企業等に対し必要な範囲において正当な責務を負うことは妥当であります。しかしながら、産学官連携活動は、本学と企業等の立場の相違から、本学の教職員として保持すべき責務及び利害と企業等に対し負担する責務及び利害が相反する可能性があります。教職員が安心して産学官連携活動に取り組めるようにするためには、利益相反による弊害の発生を抑制する必要があることから、ここに、利益相反に対する基本的な考え方を定め、次の方針を表明します。

(基本方針)

利益相反ポリシーの基本方針を次のとおり定めます。

1. 本学は、産学官連携ポリシーに基づき、産学官連携活動を推進します。
2. 本学は、産学官連携活動の過程において付随的に生じ得る利益相反が深刻な事態へと発展することを未然に防止するため、適切な利益相反マネジメントを行います。
3. 本学は、第三者から疑念を抱かれないように、教職員に対して適切な助言や指導等を行うことにより、その解消を図ります。
4. 本学における利益相反マネジメントは、教職員の産学官連携活動を制限するものではなく、教職員の自主性を最大限に尊重するとともに、本学の社会的信頼の確保と教職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するためのものです。

（定 義）

利益相反を次のとおり定義し、広義の利益相反を本ポリシーの対象とします。

1. 広義の利益相反

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念。

2. 狭義の利益相反

産学官連携活動にて得る利益と大学における責任が相反している状態。

（1）個人としての利益相反

教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任が相反している状態。

（2）大学としての利益相反

大学が組織として得る利益と大学の社会的責任が相反している状態。

3. 責務相反

教職員が兼業活動等により企業等に職務遂行責任を負っているため、大学における責任と企業等に対する責任が両立しえない状態。

（体 制）

本学における教職員の利益相反問題を審議し、大学としての判断を示すとともに、利益相反マネジメントに係る基本方針及びその他利益相反に関する事項の審議を行う組織として、利益相反マネジメント委員会を設置する。

（基 準）

利益相反の問題を解決する指針として、次のとおり基準を設けます。

1. 本ポリシーは、本学の教職員を対象としますが、教職員以外の者についても、利益相反マネジメント委員会が必要と認めた者を対象に加えることができるものとします。

2. 産学官連携活動において生ずる利益相反の状態が、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱し、大学の教育・研究活動の公正さに疑念を生じさせるか否かを基本的な判断基準とする。

（改 廃）

この利益相反ポリシーの改廃は、教授会の議を経るものとする。